

神奈川大学附属高等学校学則

昭和59年11月19日
施 行

第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人神奈川大学が設置するこの高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、生徒に中高一貫教育(併設型高等学校)を施し、かつ、大学に進むための基礎的能力を涵養することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の高等学校は、神奈川大学附属高等学校(以下「本校」という。)と称する。

(位置)

第3条 本校は、神奈川県横浜市緑区台村町800番地に置く。

第2章 課程の組織、生徒定員及び職員組織

(課程及び学科)

第4条 本校に、全日制の課程を置き、学科は普通科とする。

(生徒定員)

第5条 本校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 200人

総定員 600人

(職員)

第6条 本校に、次の職員を置く。

校長 1名

副校長 1名

教諭 39名

司書教諭 1名

養護教諭 1名

事務職員 5名

実習助手 2名

学校医 1名

学校歯科医 1名

学校薬剤師 1名

2 前項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

(校長等の職務)

第7条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副校長は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどり、並びに校長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 教諭は、生徒の教育をつかさどる。

4 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。

5 前4項に規定するもののほか、職員の職務については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の定めるところによる。

6 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年度）

第8条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒は、6年を超えて在学することはできない。

（学年）

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第10条 学年を次の学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 神奈川大学創立記念日 5月15日

(4) 本校開校記念日 11月19日

(5) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(7) 前期末休業 10月1日から10月7日まで

(8) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(9) 後期末休業 3月21日から3月31日まで

2 校長は、教育上必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、授業を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

第4章 入学

（入学の時期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、第17条に規定する者については、随時受け入れることができる。

（入学資格）

第13条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上学力があると認定された者
(入学の出願)

第14条 本校への入学を志願する者は、別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第15条 併設中学校である神奈川大学附属中学校からの入学志願者については、選抜試験を行わない。

2 前項以外の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 入学を願い出た者は、別に定める諸手続きに基づき、所定の期日までに、所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが、所定の期日までに行われなるときは、入学を辞退したものとす。

3 校長は、第1項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第17条 校長は、編入学及び転入学を志願する者がいるときは、生徒定員に欠員がある場合などに、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書

(教育課程、授業時数及び教科用図書)

第18条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づいて編成し、その教科・科目名及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2 本校で使用する教科用図書は、校長が選定する。

第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(学習の評価)

第19条 学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が別に定める。

(課程修了の認定)

第20条 各学年の課程の修了は、当該学年の所定の単位の修得により、校長が認定する。

2 当該学年の課程の修了を認定されない者は、原級に留め置き、次の学年の始めから、原級の課程を再履修させるものとする。

(卒業)

第21条 前条第1項の規定により、生徒が、本校所定の全課程を修了したと認められるときは、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第7章 留学、休学、転学及び退学

(留学)

第22条 校長は、外国の高等学校に留学することを志願する者がいるときは、教育上有益と認める場合に限り、許可することができる。

2 校長は、前項の規定により許可した者について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された者について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

第23条 生徒が、疾病その他特別の理由により、引き続き3カ月以上修学することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第25条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第26条 校長は、感染症予防のため、生徒に出席停止を命ずることができる。

(転学)

第27条 生徒が、他の学校へ転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第28条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1) 第8条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第24条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

第8章 賞罰

(表彰)

第30条 表彰に値する行為があった生徒は、校長が表彰する。

(懲戒)

第31条 本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者は、校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学力劣等で成業の見込みがない者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者

第9章 授業料，入学金，検定料及びその他の納入金

(授業料等の納入)

第32条 授業料，入学金，検定料及びその他の納入金の額は，別表2のとおりとする。

2 生徒が在籍中は，出席の有無にかかわらず，保護者は，授業料及びその他の納入金を，別に定めるところによりその全額を納入しなければならない。

3 すでに納入した授業料，入学金，検定料及びその他の納入金は，原則として返還しない。

(休学の場合の授業料等)

第33条 休学を許可され，又は命ぜられた者の授業料及びその他の納入金は，別に定めるところにより減額する。

(編入学，転入学の場合の授業料等)

第34条 編入学及び転入学を許可された者の授業料，入学金，検定料及びその他の納入金は，別に定める。

(滞納による除籍)

第35条 正当な理由がなく，授業料を3カ月以上滞納し，その後においても納入の見込みのないときは，校長が除籍する。

第10章 身上事項等の届出

(身上事項の異動の届出)

第36条 生徒及び保護者，保証人の氏名，住所の変更等，身上事項について異動があったとき，保護者は，すみやかに届け出なければならない。

(欠席等の届出)

第37条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退するとき，保護者は，その理由を明記し，届け出なければならない。

附 則

1 この学則は，昭和59年11月19日から施行する。

2 この学則の施行に関し，必要な事項は，校長が別に定める。

附 則(昭和60年4月22日改正)

この学則は，昭和60年4月22日から施行し，昭和59年11月19日から適用する。

附 則(昭和62年6月8日改正)

この学則は，昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月22日改正)

1 この学則は，平成元年5月22日から施行し，平成元年4月1日から適用する。

2 平成元年3月31日以前に休学の許可を得て外国の高等学校に学習している者は，平成元年4月1日以降相当と認められる場合には，留学として取り扱うことができる。

附 則(平成元年5月22日改正)

この学則は，平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成元年9月11日改正)

この学則は，平成2年2月1日から施行する。

附 則(平成元年11月27日改正)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年5月21日改正)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年11月12日改正)

この学則は、平成3年11月12日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附 則(平成3年11月12日改正)

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第32条(授業料等の納入)に規定する別表2については、平成3年度以前の入学者及び平成3年度入学年次以前への編入学者、転入学者における別表2を別表2の1とし、平成4年度以後の入学者における別表2を別表2の2とする。

附 則(平成4年5月20日改正)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第32条(授業料等の納入)に規定する別表2の検定料については、平成5年度入学試験にかかる検定料受付時点から適用する。

附 則(平成5年3月22日改正)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月16日改正)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第32条(授業料等の納入)に規定する別表2については、平成4年度から平成12年度までの入学者における別表2を別表2の1とし、平成13年度以後の入学者における別表2を別表2の2とする。

附 則(平成10年5月20日改正)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月9日改正)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月9日改正)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第32条(授業料等の納入)に規定する別表2については、平成12年度までの入学者における別表2を別表2の1、平成13年度以後の入学者における別表2を別表2の2、平成15年度以後の入学者における別表2を別表2の3とする。

附 則(平成13年6月15日改正)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第18条(教育課程、授業時数及び教科用図書)に規定する別表1については、平成14年度までの入学者における別表1を別表1の1とし、平成15年度以後の入学者における別表1を別表1の2とする。

附 則(平成14年11月14日改正)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月29日改正)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月19日改正)

この学則は、平成17年5月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項に規定する別表1の第3項高等学校教育課程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月19日から施行する。

附 則)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者に係る授業料その他の納入金額については、なお従前の例による。

附 則)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(別表2)

授業料，入学金，検定料及びその他の納入金額

納入金内訳	納入金額
検 定 料	25,000円
入学金(含編入学・転入学)	250,000円
授 業 料	610,000円
施設設備資金	180,000円
年 額	790,000円